

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成30年8月31日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

イズミヤ株式会社

代表取締役 四條 晴也

大阪市西成区花園南一丁目4番4号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ伏見店

京都市伏見区深草出羽屋敷町23番地

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

9,285㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった

日

平成29年10月8日

(5) 変更する理由

店舗の建て替え新設のため

3 届出年月日

平成30年8月21日

(産業観光局商工部商業振興課)